

平成28年第4回定例会議事日程（第4号）

平成28年12月20日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第65号 吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第67号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第68号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第69号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第7 議案第70号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第71号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第72号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第73号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第77号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第12 意見書第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第13 発議第6号 広津交差点等（県道）の改良工事の早期完成を求める決議について
- 日程第14 閉会中の継続審査の申し出について

平成28年第4回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成28年12月20日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月20日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 10番 若山 征洋
 5 番 横川 清一
 不 応 招 議 員 9 番 丸谷 一秋
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、御手元に配付のとおりであります。

丸谷副議長は、ちょっと朝体調が悪く、病院に行きましたので、結果次第でこっちに出向いてくるそうですので、お知らせしておきます。

以上です。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第65号から日程第10、議案第73号までの8案件を、一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。総務文教常任委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員会審査報告。

議案第67号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について所管事項。

去る12月8日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第67号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、選挙費の備品購入費は、票を計測する機械を買うと聞いたが、それは選挙のときの

開票結果の発表が遅いのに関係するのですか。

開票が上毛町に比べて遅いという話を聞きますが、ほかに理由があるのですか。

財産管理費の役場庁舎増改築工事費で、災害対応の高いレベルの耐震性を備えていなければならない。3. 1 1で市役所が流されたという現実があるが、この際、耐震補強をやったこの庁舎があるが、熊本の例では補強をしたところが崩れている。今度は、3階建ての、3階は防災の拠点になるということで、そういう補助をもらって建てるが、その辺については、現在考え得る、想定できる範囲内での建物になるようにお願いしていますか。

吉富町で一番心配になるのが河川の氾濫、あつてはならないが、川の水が氾濫して濁流が流れても基礎は十分な配慮していますか。一階が浸水したときに、復旧、復興にいち早く現状を把握して、通常の業務に戻るためには、色々な事務機器（コンピューターのサーバー）を保護する考えが大事だろうと思うが、その説明をお願いします。

通信回路は電話回線のことですか。マイクロエーブのようなものですか。国土交通省あたりは、土手の中に通信回線を入れていると聞いていますが、そのようなものですか。

等々の質疑がなされ、意見では、本予算には、役場庁舎増改築工事関連の業務予算が計上されています。増築により従来手狭であった現庁舎でできなかった住民サービスが可能となります。また、増築された3階部分は防災の拠点となります。このことは、町民の安心安全に応えるものと大いに期待するところであります。このことをもって賛成意見とします。

等の賛成意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） それでは、報告を行います。

福祉産業建設常任委員会審査報告。

議案第65号吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議案第69号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について所管事項、議案第70号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第71号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第72号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第73号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について。

去る12月8日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第65号吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。

質疑では、法改正によるものということだが、改選の際は推薦と公募になっている。今までしていた方が優先されるのですか。

今農業委員をされている方はこのことを知っているでしょうが、推薦、公募に当たって、その方々に十分説明を先にされるのですか。

公布がされ、本人たちはよくわからないまま新しい方にかわってしまうのではないですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、社会福祉総務費の返還金について、精算した後に差額はあるだろうが、100万円単位で出るものなのですか。

約1割減ったというが、健康で減ったのか、行きづらい制度に変わった、行くのが大変で減ったのかなど、調べてみましたか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、繰越金がなくなったら、基金を取り崩し、基金がなくなれば翌年度を充用するとの説明だが、そういう前提でよいのですか。

あと1年なのでこのままでいけるという前提ですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第71号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、今時点での後期高齢者の人数を教えてください。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、共済費に関連して、人事院勧告で変わったのだと思うが、下水道工事は、入札が9月ぐらいにあって今から忙しくなると思われるが、人力的には大丈夫ですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、人事院勧告による手当関係の変更だと思うが、今年は寒がいいので、昨年凍結して漏水とかもあったが、その対応に人力的に足りるのですか。

今年は、凍結に対しての対処は何か考えていますか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第3. 議案第65号 吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第65号吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 法改正前の農業委員会は、その目的を農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り農民の地位の向上に寄与するためとし、市町村に設置されてきました。また、委員の多数が原則農民の直接選挙で選ばれ、その業務の1つに意見の公表、建議を規定するなど、農民の代表という性格を持っていました。

今回の法改正は、目的に合った農民の地位の向上を削除し、委員の選出方法を公選制から首長による任命制に変え、意見の公表、建議を業務から外しています。

新たに、農地利用最適化推進委員の制度が導入されましたが、その業務はこれまで農業委員が担ってきたものです。それを切り離すことによって、農業委員の定数が削減されることになっています。

ここには、これまでの農業委員会という制度の根幹を変質させる内容があります。

今回の条例の制定は、この法改正に基づくものであり、農業の発展と農民の利益に逆行するものと考えます。よって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立8、多数であります。よって、議案第65号吉富町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第67号 吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第67号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号吉富町税条例の一部を改

正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第68号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第68号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第69号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第69号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この予算案には、役場庁舎増改築に伴う予算が計上されています。長期間にわたる工事であること、町民の関心が最も高いと思われる工事であることから、せめて地元への説明会は行われるべきものと考えます。しかし、執行部には、その意思が見られませんでした。

こうした問題点を指摘した上で、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成28年度一般会計補正予算（第6号）への賛成討論を行います。

第2表繰越明許費、総務管理費、吉富町役場庁舎増改築事業2億3,125万円は、手狭になった庁舎を増築新設すること。その内部配置については、課長会はもとより職員たちの声をよく聞き、自治の本分である住民サービスへの向上への利便性を最優先とレイアウトに取り組むことと期待して、本予算へ賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第70号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第70号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第70号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第71号 平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第71号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号平成28年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第72号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第72号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第72号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第73号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第73号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

おり可決されました。

日程第11. 議案第77号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（若山 征洋君） 次に、本日追加提案がございました日程第11、議案第77号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

事務局に、議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第77号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について、以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、予算案件1件について、追加提案をし、御審議をお願いするものであります。

提案理由について、御説明申し上げます。

議案第77号は、平成28年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ36万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億8,968万3,000円とするものであります。

平成28年12月7日に、税務課職員1名から3カ月間の病気休暇の申請が提出されました。平成29年2月16日から3月15日までの確定申告事務の遂行に支障があるため、臨時職員を任用したいので、当該予算を追加提案するものであります。

歳入では、18款繰越金、1項繰越金で、36万2,000円の増額。歳出では、2款総務費、2項徴税費で、36万2,000円の増額であります。

以上、提出議案については、行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の説明が終わりました。これから質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ。歳出3ページ、事項別明細書総括歳入4ページ、同じく総括歳出5ページ、次に歳入6ページ、歳出7ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと1点お聞きしたいんですが、今回の臨時職員、2月16日から3月15日の約1カ月間というふうにお聞きしております。この36万2,000円の、ちょっと内訳、人数と時間、1日当たりの時間と日数、ちょっとその辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

まず、期間につきましては、1月の16日から3月の31日の54日間です。1日当たりの賃金につきましては、6,700円で予算計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質問はありませんか。

以上、歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

再開は10時35分といたします。

午前10時28分休憩

.....
午前10時38分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第12. 意見書第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長（若山 征洋君） 続きまして、日程第12、意見書第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

事務局に意見書を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 意見書第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。是石議員。丸谷議員が欠席しておりますので、是石議員が（「代読」と呼ぶ者あり）説明をお願いいたします。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。諸般の事情により、私が意見書を朗読させてい

たきます。

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう、衆参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に意見書をもって強く要望するものです。

意見書の内容につきましては、別紙に記載のとおりであります。慎重に御審議の上、御議決をくださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第2号は、会議規則第39条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

現在、政務活動費など、議員に対する行政の財政支出に対して、住民の厳しい視線があります。そうした中、議員が厚生年金に加入することになると、さらに自治体の財政支出が必要となります。果たして、住民の理解、支持が得られるか、確信がありません。

一方で、議員も生活者であり老後があります。議員年金制度の廃止に伴い、どうするのか議論する必要があります。

さらに、意見書案の内容にある議員の立候補者、なり手がいないなどというような現状もわかります。

採決に当たって、態度表明をどうするのか迷いましたが、住民の理解、支持を得られるよう、議員活動を一層充実させる決意を表明した上で、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） まずは、議会議員に問われておるわけです。議会議員の行動、それから資質、そういうものを問われていると思います。まずは今、現在できることを、最善を尽

くしてやるべきだろうと思います。

その上で、次に地方議員、議会がすばらしいものだということに、若い人の英知を吸い上げられるような法整備、年金制度、給与、そういうものがぜひとも議論の場に立ちまして、住民、国民世論の盛り上がりのためにもなっていたきたいと思い、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まず、議員の厚生年金制度への加入ということで、これは年金制度改革の一環になるのかなというふうに、私は期待して、この賛成討論するわけですが、あくまでもこれは入り口であり、本来趣旨である国民年金、こちらのほうの開拓へ、やはり住民の代表たる議会が率先してこの改正を行えるように、まず、議会のほうが改正を、これをやる。その後は、やはり国民のためにやるということを期待して、賛成をいたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 発議第6号 広津交差点等（県道）の改良工事の早期完成を求める決議について

て

○議長（若山 征洋君） 日程第13、発議第6号広津交差点等（県道）の改良工事の早期完成を求める決議についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 発議第6号広津交差点等（県道）の改良工事の早期完成を求める決議について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 発議議員に提案理由の説明を求めますが、丸谷議員が欠席しておりますので、賛成者の是石議員に説明をお願いします。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。

発議案提案理由を述べます。この発議案は、福岡県に県道113号と県道16号とが交差する広津交差点改良工事及びその付近の県道の改修の早期完成を進めていただきたいがため、吉富町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、決議案を提出するものです。

決議内容につきましては、別紙に記載のとおりです。慎重に御審議の上、御議決をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この通称広津交差点の改良工事ですが、これは30年来の吉富町の求めてきた1番のかなめな部分でございます。何とか早く早期完成をし、町民の利便性の向上に努めていただけるように、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第6号広津交差点等（県道）の改良工事の早期完成を求める決議については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第14. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、御手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第4回吉富町議会定例会を閉会いたします。10時48分です。お疲れさまでした。よいお年を。

午前10時48分閉会
